

第6章 施策の推進体制

1. 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境等、広範な分野の連携を図るとともに、大阪府等の関係機関との密接な連携のもと、障害者施策、障害児施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、特に広域的な基盤整備等が必要な施策については、豊能北圏域（池田市、豊能町、能勢町、箕面市）内での情報交換や連携を密にして、効果的・効率的な体制整備に努めます。

2. 推進体制の整備

豊能町・能勢町地域自立支援協議会に参画する関係団体や障害福祉サービス事業所等との連携強化に努め、施策の内容や実施方法について意見交換を行うことにより、本計画を具体化し、施策の継続的な発展を図ります。

また、同会議において計画の進捗状況を点検・評価して、進行管理を行い、さらなる施策の向上を目指します。

3. 適切なサービス提供体制の整備

国における障害者施策、障害児施策の展開と、これに伴う法制度や施策の変更については速やかに情報提供を行い、適切なサービスの提供体制の整備に努めます。